

誰も教えてくれなかった

高次脳機能障害者
のための

手帳と年金の話

高次脳機能障害者に対しては、さまざまな福祉制度や経済的な支援制度があります。こうした制度を正しく理解して、積極的に活用しましょう。

今回の勉強会では、高次脳機能障害者にとっての障害者手帳と障害年金を取り上げ、医師と社会保険労務士をお招きして、制度や申請にあたっての留意点等について学びます。

第 1 部 講演

講演①「障害年金 どんな人がもらえるの？」

畝田谷栄子さん（社会保険労務士）うねだや社会保険労務士事務所

講演②「高次脳機能障害について 診断書を書く立場から」

近藤啓太さん（医師）

広島県立障害者リハビリテーションセンター 広島県高次脳機能センター センター長

第 2 部

「知っておきたいエピソード～手帳や年金の申請に役立ちます」

NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしま



日時：平成 29 年 6 月 11 日（日）13:00～16:30 入場無料 定員 100 名

場所：広島市中区地域福祉センター（広島市中区大手町 4 丁目 1 - 1 大手町平和ビル 5 F）

対象：当事者とそのご家族及び関心のある方・高次脳機能障害者の支援に携わっている方
（医療・福祉・法律関連の専門職など）

【障害者手帳制度】高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば、精神障害として精神保健福祉手帳の対象となります。（失語症の場合は身体障害者手帳の対象です。）

【障害年金制度】国民年金、厚生年金、共済年金にはそれぞれ障害年金制度があり、年金加入者は、障害の程度に応じて障害年金を受給できることがあります。（働いて収入を得ても、障害年金の等級に該当している間は、年金を受給できます。）

医師の診断書に基づいて等級が決定されますので、家族としても高次脳機能障害の状況が正しく反映されるように、上手に医師に日常生活の状況を具体的に説明することが重要となります。

※ ポイントは、生活の中で起こる実際のエピソードです。

【後援】広島市・広島県・広島県立障害者リハビリテーションセンター

※ お申し込みは、FAX またはメールでお願いいたします。

〒731-0154 広島市安佐南区上安 2 丁目 30-15 NPO 法人 高次脳機能障害サポートネットひろしま

電話：082-847-0031 FAX：082-847-0032 メールアドレス ko-jinet@aioros.ocn.ne.jp

